

令和7年11月25日

建設緑政局関係議案資料

(その2)

議案第198号

川崎市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の背景

等々力緑地の駐車場の現在の利用料金について、近傍の民間駐車場と比較して安価であることから、条例の一部改正を行い、上限額の改定を行うもの。

2 等々力緑地内の駐車場



3 改正の内容

近傍の民間駐車場との料金を勘案し、駐車場の利用料金の上限額を改定する。

No	駐車場名	条例上の表記	対象	利用台数(R.7.10現在)	時間	現行料金		変更後料金	
						1時間	超過30分毎	1時間	超過30分毎
(1)	東駐車場	第1駐車場	普通自動車	155台	午前5時～午後10時 (出庫は24時間可能)	200円	100円	240円	120円
	市民ミュージアム前駐車場	第2駐車場		297台		200円	100円	300円	150円
(2)	市民ミュージアム前駐車場(バス)		準中型自動車 中型自動車 大型自動車	7台		500円	250円	800円	400円
(3)	南駐車場	第3駐車場	普通自動車	101台	午前0時～午後12時	200円	100円	300円	150円

なお、東駐車場（第1駐車場）については、市民ミュージアム前駐車場（第2駐車場）、南駐車場（第3駐車場）と比べ、稼働率が低いことから、他よりも利用料金の上限額を低く設定し、利用促進を図るものである。

4 施行時期

令和8年4月1日

5 今後について

等々力緑地再編整備事業における公共施設の整備状況に合わせ、近傍の民間駐車場料金を勘案し、駐車場利用料金の上限額について再検討する予定である。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																						
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (利用料金)</p> <p>第8条の2 第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td><td>1人1回</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td><td>1人1日</td><td>6歳以上の者 500円</td></tr> <tr> <td>ゴルフ場</td><td>1人1回</td><td>19,900円</td></tr> <tr> <td>野球場</td><td>富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園 所 1箇 1回 等々力 等を徴 収しな い場合</td><td>1箇 (2時間以内) 1回 入場料 等を徴 収しな い場合</td><td>2,540円</td></tr> <tr> <td></td><td>1回 (同)</td><td>11,500円</td></tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	パークボール場	1人1回	500円	バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回	19,900円	野球場	富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園 所 1箇 1回 等々力 等を徴 収しな い場合	1箇 (2時間以内) 1回 入場料 等を徴 収しな い場合	2,540円		1回 (同)	11,500円	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (利用料金)</p> <p>第8条の2 第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>単位</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td><td>1人1回</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td><td>1人1日</td><td>6歳以上の者 500円</td></tr> <tr> <td>ゴルフ場</td><td>1人1回</td><td>19,900円</td></tr> <tr> <td>野球場</td><td>富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園 所 1箇 1回 等々力 等を徴 収しな い場合</td><td>1箇 (2時間以内) 1回 入場料 等を徴 収しな い場合</td><td>2,540円</td></tr> <tr> <td></td><td>1回 (同)</td><td>11,500円</td></tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	パークボール場	1人1回	500円	バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回	19,900円	野球場	富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園 所 1箇 1回 等々力 等を徴 収しな い場合	1箇 (2時間以内) 1回 入場料 等を徴 収しな い場合	2,540円		1回 (同)	11,500円
種別	単位	金額																																					
パークボール場	1人1回	500円																																					
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円																																					
ゴルフ場	1人1回	19,900円																																					
野球場	富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園 所 1箇 1回 等々力 等を徴 収しな い場合	1箇 (2時間以内) 1回 入場料 等を徴 収しな い場合	2,540円																																				
	1回 (同)	11,500円																																					
種別	単位	金額																																					
パークボール場	1人1回	500円																																					
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円																																					
ゴルフ場	1人1回	19,900円																																					
野球場	富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園 所 1箇 1回 等々力 等を徴 収しな い場合	1箇 (2時間以内) 1回 入場料 等を徴 収しな い場合	2,540円																																				
	1回 (同)	11,500円																																					

改正後				改正前				
		入場料等を徴収する場合	同(同)	69,000円		入場料等を徴収する場合	同(同)	69,000円
野球場 照明施 設	等々力 緑地	大師公園	同(1時間以内)	6,110円		大師公園	同(1時間以内)	6,110円
		1,000ルクス	同(同)	5,800円		1,000ルクス	同(同)	5,800円
		750ルクス	同(同)	4,300円		750ルクス	同(同)	4,300円
		500ルクス	同(同)	2,900円		500ルクス	同(同)	2,900円
		350ルクス	同(同)	2,000円		350ルクス	同(同)	2,000円
野球場 会議室	第1	区画しない場合	同(4時間以内)	8,200円		区画しない場合	同(4時間以内)	8,200円
		A区画する場合	同(同)	4,100円		A区画	同(同)	4,100円
		B区画する場合	同(同)	4,100円		B区画	同(同)	4,100円
		第2	1箇所(同) 1回	1,700円		第2	1箇所(同) 1回	1,700円
		野球場シャワー室	1箇所 1回	2,400円		野球場シャワー室	1箇所 1回	2,400円
野球場ロッカーリ		同		2,800円		野球場ロッカーリ	同	2,800円

改正後					改正前						
野球場 関係者 室	第1		1回（4時間以内）		4,300円	野球場 関係者 室	第1		1回（4時間以内）		4,300円
	区画しない場合		同（同）		3,000円		区画しない場合		同（同）		3,000円
	第2 区画する場合	A 区 画	同（同）		1,500円		第2 区画する場合	A 区 画	同（同）		1,500円
		B 区 画	同（同）		1,500円			B 区 画	同（同）		1,500円
	第3		1箇所（同） 1回		2,900円		第3		1箇所（同） 1回		2,900円
	第4		同（同）		2,700円		第4		同（同）		2,700円
	第5		1回（同）		1,600円		第5		1回（同）		1,600円
	屋内野球練習場			同（1時間以内）		1,000円	屋内野球練習場				同（1時間以内）
球技場	入場料 その他 これに 類する 料金を 徴収し ない場 合	全面利 用 4分の 3面利 用	同（同）		18,470円	球技場	入場料 その他 これに 類する 料金を 徴収し ない場 合	全面利 用 4分の 3面利 用	同（同）		18,470円
		半面利 用	同（同）		17,600円			半面利 用	同（同）		17,600円
		4分の 1面利 用	同（同）		8,800円			4分の 1面利 用	同（同）		8,800円
		入場料その他こ れに類する料金	同（同）		33,840円			入場料その他こ れに類する料金	同（同）		33,840円

改正後				改正前				
		を徴収する場合				を徴収する場合		
球技場照明施設		1基 1回 (同)	2,030円	球技場照明施設	1基 1回 (同)	2,030円		
球技場特別室		1箇 所 (同) 1回	1,650円	球技場特別室	1箇 所 (同) 1回	1,650円		
球技場放送室		1回 (同)	1,530円	球技場放送室	1回 (同)	1,530円		
球技場テレビ・ラジオ中継室		同 (同)	1,530円	球技場テレビ・ラジオ中継室	同 (同)	1,530円		
球技場関係者室		1箇 所 (同) 1回	1,100円	球技場関係者室	1箇 所 (同) 1回	1,100円		
多目的屋内施設会議室		同 (同)	1,880円	多目的屋内施設会議室	同 (同)	1,880円		
多目的屋内施設シャワー室		同 (同)	8,800円	多目的屋内施設シャワー室	同 (同)	8,800円		
多目的屋内施設ロッカー室		同 (同)	940円	多目的屋内施設ロッカー室	同 (同)	940円		
多目的屋内施設多目的室		同 (同)	2,510円	多目的屋内施設多目的室	同 (同)	2,510円		
テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回 (同)	1,100円	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回 (同)	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同 (同)	6,600円		入場料等を徴収する場合	同 (同)	6,600円
	大師公園及び等々力緑地	同 (同)	760円	大師公園及び等々力緑地	同 (同)	760円		

改正後				改正前					
テニス コート 照明施 設	富士見公園		同（同）	600円	テニス コート 照明施 設	富士見公園		同（同）	600円
	等々力緑地		同（同）	810円		等々力緑地		同（同）	810円
相撲場	専用利 用	入場料 等を徴 収しな い場合	1回（4時間以内）	5,090円	相撲場	専用利 用	入場料 等を徴 収しな い場合	1回（4時間以内）	5,090円
		入場料 等を徴 収する 場合	同（同）	30,540円			入場料 等を徴 収する 場合	同（同）	30,540円
	個人利用		1人 1回 （2時間以内）	18歳以上 の 者 200円		個人利用		1人 1回 （2時間以内）	18歳以上 の 者 200円
				13歳以上18 歳未満の者 (高校生を 含む。) 100円					13歳以上18 歳未満の者 (高校生を 含む。) 100円
	クラブハウス関係者室	1回（1時間以内）	1,600円	クラブハウス関係者室		1回（1時間以内）	1,600円		
	クラブハウスシャワー	1箇 所 1回 （5分以内）	100円	クラブハウスシャワー		1箇 所 1回 （5分以内）	100円		
パークセンターシャワー	同（同）		100円	パークセンターシャワー	同（同）		100円		
陸上競 技場 (等々)	専用利 用	入場料 等を徴 収しな	1回（4時間以内）	26,480円	陸上競 技場 (等々)	専用利 用	入場料 等を徴 収しな	1回（4時間以内）	26,480円

改正後				改正前					
力緑地に設けるものに限る。)	い場合 入場料等を徴収する場合	同(同)	158,880円	力緑地に設けるものに限る。)	い場合 入場料等を徴収する場合	同(同)	158,880円		
		個人利用	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円			個人利用	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円		
陸上競技場照明施設	全点灯	1回(1時間以内)	103,880円	陸上競技場照明施設	全点灯	1回(1時間以内)	103,880円		
	4分の3点灯	同(同)	77,910円		4分の3点灯	同(同)	77,910円		
	2分の1点灯	同(同)	51,940円		2分の1点灯	同(同)	51,940円		
	4分の1点灯	同(同)	25,970円		4分の1点灯	同(同)	25,970円		
陸上競技場第1特別室	入場料等を徴収しない場合	1箇所(4時間以内) 1回	18,330円	陸上競技場第1特別室	入場料等を徴収しない場合	1箇所(4時間以内) 1回	18,330円		
	入場料等を徴収する場合	同(同)	109,980円		入場料等を徴収する場合	同(同)	109,980円		
陸上競技場第2特別室	入場料等を徴収しない場合	同(同)	6,110円	陸上競技場第2特別室	入場料等を徴収しない場合	同(同)	6,110円		
	入場料等を徴収する場合	同(同)	36,660円		入場料等を徴収する場合	同(同)	36,660円		
陸上競	第1	入場料	同(同)	13,240円	陸上競	第1	入場料	同(同)	13,240円

改正後				改正前			
技場第3特別室		等を徴収しない場合		技場第3特別室		等を徴収しない場合	
		入場料等を徴収する場合	同（同）			入場料等を徴収する場合	同（同）
第2		入場料等を徴収しない場合	同（同）	第2		入場料等を徴収しない場合	同（同）
		入場料等を徴収する場合	同（同）			入場料等を徴収する場合	同（同）
		入場料等を徴収しない場合	1回（同）			入場料等を徴収しない場合	1回（同）
		入場料等を徴収する場合	同（同）			入場料等を徴収する場合	同（同）
陸上競技場第4特別室	入場料等を徴収しない場合		1回（同）	陸上競技場第4特別室	入場料等を徴収しない場合		24,440円
	入場料等を徴収する場合		同（同）		入場料等を徴収する場合		146,640円
陸上競技場会議室		区画しない場合	1箇所（同）	陸上競技場会議室		区画しない場合	1箇所（同）
			1回			1回	6,110円
		区画Aする区画	同（同）			区画Aする区画	同（同）
						B区画	同（同）
		B区画	同（同）				1,010円

改正後				改正前				
	第 2	同 (同)	4,070円		第 2	同 (同)	4,070円	
		同 (同)	1,010円			同 (同)	1,010円	
陸上競技場シヤワー室	第 1	1箇所 1回	3,050円	陸上競技場シヤワー室	第 1	1箇所 1回	3,050円	
		同	710円			同	710円	
	第 2	同	1,050円		第 1	同	3,050円	
陸上競技場ロッカー	第 1	同	3,050円	陸上競技場ロッカー	第 2	同	1,050円	
	第 2	同	1,050円			同	1,050円	
陸上競技場関係者室	第 1	区画しない場合	1回 (4時間以内)	10,180円	陸上競技場関係者室	区画しない場合	1回 (4時間以内)	10,180円
		区画する場合 A	同 (同)	6,110円		区画する場合 A	同 (同)	6,110円
		区画 B	同 (同)	4,070円		区画 B	同 (同)	4,070円
	第 2	1箇所 1回	(同)	1,010円		1箇所 1回	(同)	1,010円
	陸上競技場練習室		同 (同)	4,070円		陸上競技場練習室	同 (同)	4,070円
陸上競技場多目的室	第 1	入場料等を徴収しない場合	1回 (同)	6,110円	陸上競技場多目的室	入場料等を徴収しない場合	1回 (同)	6,110円
		入場料等を徴	同 (同)	36,660円		入場料等を徴	同 (同)	36,660円

改正後				改正前					
		収する場合				収する場合			
第2		入場料等を徴収しない場合	同(同)	2,030円	第2	入場料等を徴収しない場合	同(同)		
		入場料等を徴収する場合	同(同)	12,180円		入場料等を徴収する場合	同(同)		
陸上競技場放送室		同(同)	3,050円	陸上競技場放送室		同(同)	3,050円		
陸上競技場テレビ・ラジオ中継室		1箇所(同) 1回	6,110円	陸上競技場テレビ・ラジオ中継室		1箇所(同) 1回	6,110円		
陸上競技場大型映像装置		1箇所 1日 1回	50,920円	陸上競技場大型映像装置		1箇所 1日 1回	50,920円		
陸上競技場写真判定室		1日 1回	18,330円	陸上競技場写真判定室		1日 1回	18,330円		
補助競技場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回(4時間以内)	5,090円	補助競技場	入場料等を徴収しない場合	1回(4時間以内)		
		入場料等を徴収する場合	同(同)	30,540円		入場料等を徴収する場合	同(同)		

改正後					改正前						
				18歳以上の 者 200円					18歳以上の 者 200円		
	個人利用	1人 1回		13歳以上18 歳未満の者 (高校生を 含む。) 100円	個人利用	1人 1回			13歳以上18 歳未満の者 (高校生を 含む。) 100円		
運動広場		1回 (1時間以内)		1,010円	運動広場	1回 (1時間以内)			1,010円		
サッカー場 (等々力緑地 に設けるものに限る。)		1箇 所 1回	(2時間以内)	2,540円	サッカー場 (等々力緑地 に設けるものに限る。)	1箇 所 1回	(2時間以内)		2,540円		
サッカー場照明施設		同	(1時間以内)	1,520円	サッカー場照明施設	同	(1時間以内)		1,520円		
釣池		1人 1回		15歳以上の 者 760円	釣池	1人 1回			15歳以上の 者 760円		
				6歳以上15 歳未満の者 (中学生を 含む。) 200円					6歳以上15 歳未満の者 (中学生を 含む。) 200円		
駐車場 (等々 力緑地 にあつ ては、第 1駐車 場、第2	大師公 園	普通自 動車	1台 1回	1時間まで 超過時間30分までごと に	200円 100円	駐車場 (等々 力緑地 にあつ ては、第 1駐車 場、第2	大師公 園及び 等々力 緑地	普通自 動車	1台 1回	1時間まで 超過時間30分までごと に	200円 100円
		準中型 自動車	1台 1回	1時間まで 超過時間30分までごと に	500円 250円					1時間まで 超過時間30分までごと に	500円 250円

改正後					改正前				
駐車場 及び第 3駐車 場)	等々力 緑地	大型自 動車				(新設)	大型自 動車		
		普通自 動車(第 1台 1駐車 場)	1時間まで	240円					
			超過時間30分までごと に	120円					
		普通自 動車(第 2駐車 場及び 第3駐 車場)	1時間まで	300円					
			超過時間30分までごと に	150円					
		準中型 自動車	1時間まで	800円					
		中型自 動車	超過時間30分までごと に	400円					
		大型自 動車 (第2 駐車場)							
	生田綠 地	普通自 動車	1時間まで	300円		生田綠 地	1時間まで	300円	
			超過時間30分までごと に	150円			超過時間30分までごと に	150円	
		準中型 自動車	1時間まで	700円			1時間まで	700円	
		中型自 動車	超過時間30分までごと に	350円			超過時間30分までごと に	350円	
		大型自							

改正後						改正前						
	富士見公園	動車				動車						
		普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円	普通自動車	1台 1回	20分までごとに	100円			
		準中型自動車				準中型自動車						
		中型自動車	1台 1回	20分までごとに	400円	中型自動車	1台 1回	20分までごとに		400円		
		大型自動車				大型自動車						
備考												
1 アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料等を徴収する場合における当該有料施設に係る金額は、当該有料施設の入場料等を徴収しない場合における金額欄に掲げる額に当該有料施設の当該入場料等の収入総額に100分の10以内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。												
2 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の当該有料施設に係る金額は、当該有料施設の金額欄に掲げる額に1箇所1日1件につき50,920円を加算した額とする。												
3 陸上競技場附属器具及び補助競技場附属器具の利用に係る金額は、1日一式5,090円とする。ただし、使用する器具の数が50点未満の場合は、1日1点につき100円とする。												
4 20人以上の団体で釣池を利用する場合の当該有料施設に係る金額は、各人につき、当該有料施設の金額欄に掲げる額の8割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。												
5 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、												

改正後	改正前
<p>それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。</p> <p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p>	<p>それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。</p> <p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p>